

小杉駅周辺地区新設小学校通学区域等検討会議運営等要綱

平成28年9月6日付け28川教環第2109号 教育次長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、小杉駅周辺地区新設小学校（以下「新設小学校」という。）の通学区域等に関する関係者からの意見聴取等を目的に設置する検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育委員会は、新設小学校の通学区域等の検討に関し、次に掲げる事項について委員の意見を求める。

- (1) 新設小学校の通学区域に関する事
- (2) 新設小学校の学校名に関する事
- (3) 新設小学校の通学路の安全に関する事
- (4) その他必要な事項に関する事

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 新設小学校の通学区域に係る町内会・自治会等代表
- (2) 関係小学校PTA代表

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成28年10月1日から新設小学校の通学区域や学校名等を決定するまでの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育委員会教育環境整備推進室において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年9月6日から施行する。